

株 主 各 位

東京都中央区八丁堀二丁目14番1号  
いちよし証券株式会社  
取締役(兼)執行役社長 武樋 政司

## 第69期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたびの東日本大震災により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第69期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができます。お手数ですが後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**平成23年6月17日（金曜日）午後5時まで**に到着するようご送付いただくか、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（次頁をご参照ください。）より議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

1. **日 時** 平成23年6月18日（土曜日）午前10時より
2. **場 所** 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号 ロイヤルパークホテル 3階 ロイヤルホール
3. **株主総会の目的事項**

**報告事項** 1. 第69期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第69期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

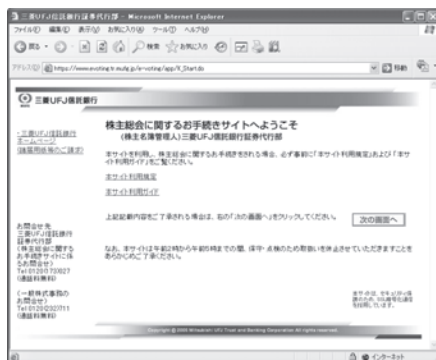
**決議事項** **第1号議案** 取締役7名選任の件

**第2号議案** 取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

**第3号議案** 当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）承認の件

## 4. 議決権の行使等についてのご案内

- (1) 代理人による議決権行使  
株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
  - (2) 株主総会参考書類並びに添付書類記載事項を修正する場合の周知方法  
株主総会参考書類並びに添付書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.ichiyoshi.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。
  - (3) 書面並びにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い  
書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
  - (4) インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い  
インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。また、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。
  - (5) インターネットによる議決権行使のご案内  
インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。  
当日ご出席の場合は、書面又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。
- ① 議決権行使サイトについて
- ・インターネットによる議決権行使は、パソコン（スマートフォンを含む）又は携帯電話（EZweb、iモード、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotest.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
  - ・パソコン（スマートフォンを含む）による議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。



〈議決権行使サイト〉トップページ



〈ログインID、パスワード〉入力画面

・携帯電話による議決権行使は、EZweb、i モード、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報送信が不可能な機種には対応していません。

・ご利用に際して、QRコード読み取り機能を搭載した携帯電話をご利用の場合は、右記のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。

・インターネットによる議決権行使は、平成23年6月17日（金曜日）午後5時まで（但し、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）受付いたしますが、お早めに行行使していただき、ご不明な点等がございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。



（「EZweb」はKDDI㈱、「i モード」は㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「Yahoo!」は米国Yahoo Inc.、「QRコード」は㈱デンソーウェーブの商標又は登録商標です。）

② インターネットによる議決権行使方法について

・議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

・株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（ダイヤルアップ接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

【議決権電子行使プラットフォームについて】

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合は、当該プラットフォームによる議決権行使が可能です。

以 上

\* 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

\* 株主総会終了後、当社役員との懇談会の場を設けておりますので、お気軽にご出席ください。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案

#### 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員は任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき以下の取締役7名の選任をお願いするものであります。  
取締役候補者は次の通りであります。

### 1. 武樋 政司 (昭和18年4月13日生)

#### ● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和42年4月 野村證券株式会社入社  
昭和62年12月 同社取締役  
平成2年6月 同社常務取締役  
平成5年6月 当社代表取締役副社長  
平成7年6月 当社代表取締役社長

平成15年6月 当社取締役(兼)代表執行役社長  
平成18年12月 当社相談役  
平成19年12月 当社代表執行役社長  
平成20年6月 当社取締役(兼)代表執行役社長(現任)

#### ● 所有する当社株式数 117,200株

### 2. 田名網 信孝 (昭和26年12月27日生)

#### ● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和49年4月 野村證券株式会社入社  
平成8年6月 同社第一企業部長  
平成12年6月 当社執行役員 法人本部副本部長  
平成13年5月 当社法人本部長  
平成14年6月 当社常務執行役員  
平成15年6月 当社上席執行役  
平成18年3月 当社執行役常務 インベストメン  
ト・バンキング担当  
平成19年10月 当社執行役常務 第1、2、3アドバ  
イザー本部・IA・FA担当

平成20年4月 当社執行役常務 第1、2、3アドバイザー  
本部・アドバイザーサポート本部・FA担当  
平成21年2月 当社執行役常務 第1、2アドバイザー  
本部・アドバイザーサポート本部・FA担当  
平成22年3月 飯田證券株式会社取締役  
平成22年4月 当社執行役専務  
平成22年6月 当社取締役(兼)執行役専務(現任)  
平成22年11月 アドバイザー本部・アドバイザーサ  
ポート本部管掌・FA担当  
平成23年1月 投資銀行本部管掌(現任)

#### ● 所有する当社株式数 65,400株

やま さき やす あき  
3. 山崎 泰明 (昭和35年3月21日生)

---

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

|         |                        |          |                    |
|---------|------------------------|----------|--------------------|
| 昭和60年4月 | 三洋証券株式会社入社             | 平成21年8月  | 当社執行役 財務・企画、システム担当 |
| 平成9年10月 | 当社入社                   | 平成22年3月  | 飯田證券株式会社取締役        |
| 平成16年9月 | 当社執行役 アドバイザーサポート本部長    | 平成22年4月  | 当社執行役常務(現任)        |
| 平成18年8月 | 当社執行役 管理本部長(兼)リスク管理部長  | 平成22年5月  | ラップアカウント担当(現任)     |
| 平成20年5月 | 当社上席執行役 業務管理本部長(兼)検査部長 | 平成22年11月 | アドバイザーサポート本部長(現任)  |
|         |                        | 平成22年11月 | 大北証券株式会社取締役(現任)    |
|         |                        | 平成23年1月  | アドバイザー本部担当(現任)     |

● 所有する当社株式数 22,600株

いし かわ たか し  
4. 石川 尚志 (昭和34年12月8日生)

---

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

|         |                   |         |           |
|---------|-------------------|---------|-----------|
| 昭和61年8月 | 東京大学医学部脳研究所神経内科勤務 | 平成9年6月  | 同社取締役社長   |
| 平成6年5月  | 大成証券株式会社入社(常勤顧問)  | 平成23年3月 | 同社取締役社長退任 |
| 平成6年6月  | 同社取締役             |         |           |

● 所有する当社株式数 0株

ご き た あきら  
5. 五木田 彬 (昭和22年9月20日生)

---

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

|         |                       |         |                 |
|---------|-----------------------|---------|-----------------|
| 昭和53年4月 | 検事任官 東京地方検察庁(刑事部、公判部) | 昭和62年3月 | 東京地方検察庁(特別捜査部)  |
| 昭和54年3月 | 水戸地方検察庁               | 昭和63年3月 | 検事退官            |
| 昭和57年3月 | 東京地方検察庁(刑事部、特別捜査部)    | 昭和63年4月 | 弁護士登録           |
| 昭和60年3月 | 大阪地方検察庁(特別捜査部)        | 平成6年5月  | 五木田・三浦法律事務所(現任) |
|         |                       | 平成22年6月 | 当社取締役(現任)       |

● 所有する当社株式数 0株

## 6. 掛谷 建郎 (昭和26年9月13日生)

### ● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

|         |                            |          |               |
|---------|----------------------------|----------|---------------|
| 昭和51年4月 | 株式会社日本経済新聞社入社、東京本社編集局証券部記者 | 平成8年5月   | 株式会社掛谷工務店入社   |
| 昭和62年3月 | 同社米国ワシントン支局記者              | 平成8年6月   | 同社代表取締役社長(現任) |
| 平成3年3月  | 同社東京本社証券部次長兼編集委員           | 平成19年11月 | 茨木商工会議所会頭(現任) |
| 平成8年4月  | 同社退社                       | 平成22年6月  | 当社取締役(現任)     |

### ● 所有する当社株式数 1,300株

## 7. 櫻井 光太 (昭和34年8月20日生)

### ● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

|         |                            |          |                              |
|---------|----------------------------|----------|------------------------------|
| 昭和58年4月 | 株式会社ダーバン入社                 | 平成12年3月  | 株式会社デジタルガレージ入社               |
| 平成3年10月 | センチュリー監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所 | 平成14年9月  | 同社取締役                        |
| 平成7年8月  | 公認会計士登録                    | 平成22年11月 | 信永東京有限責任監査法人 パートナー・公認会計士(現任) |

### ● 所有する当社株式数 0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 五木田彬氏、掛谷建郎氏及び櫻井光太氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役の候補者であります。
3. 社外取締役候補者とした理由及び社外取締役の独立性について
- ① 五木田彬氏につきましては、元検事及び弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただき、社外取締役として重任をお願いするものであります。
- また同氏は、東京、大阪の証券取引所（以下、「両証券取引所」という）が定める独立役員の要件を満たしているため、独立役員として届け出ております。
- なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

- ② 掛谷建郎氏につきましては、元(株)日本経済新聞社記者及び現企業経営者としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただき、社外取締役として重任をお願いするものであります。
- また同氏は、両証券取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、独立役員として届け出ております。
- なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
- ③ 櫻井光太氏につきましては、公認会計士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- また同氏は、両証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、当社は、本議案において同氏の選任が承認可決した場合には、同氏を独立役員として両証券取引所に届け出る予定であります。
- なお、同氏は、過去当社社外取締役に就任していた事実はありません。



## 第2号議案

### 取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という）の取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

#### 1 特に有利な条件により新株予約権を引受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの業績向上への意欲と士気を高めるとともに、優秀な人材を登用することにより健全な経営と持続的に成長する企業になることを目的とし、当社グループの取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び従業員に対しストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

#### 2 本株主総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及びその数の上限

##### (1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権3,000個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式300,000株を上限とし、下記(3)により当該新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、当該新株予約権に係

る調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とする。

##### (2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込は要しないこととする。

##### (3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

##### ① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。  
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
  
また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、または当社が株式交換もしくは株式移転を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。



## ②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下、「払込金額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

ただし、当該金額が新株予約権発行日の前営業日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、下記算式（※<sup>1</sup>）により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

また、新株予約権発行日後に時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く）を行う場合は、下記算式（※<sup>2</sup>）により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

下記算式（※<sup>2</sup>）において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、

自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

## ③新株予約権を行使することができる期間

平成25年6月19日から平成33年6月18日までの範囲内で、取締役会において決定するものとする。

## ④新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- I. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- II. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記I. 記載の資本金等増加限度額から上記I. に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## ⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。

## ⑥新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

※<sup>1</sup>

調整後  
払込金額

=

調整前  
払込金額

×

$\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

※<sup>2</sup>

調整後  
払込金額

=

調整前  
払込金額

×

$\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

⑦当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

I. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

II. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

III. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。

IV. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後払込金額に上記Ⅲ. に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

V. 新株予約権を行使することができる期間

上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

VI. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記④に準じて決定する。

VII. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

VIII. 新株予約権の取得条項

上記⑥に準じて決定する。

⑧新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端株がある場合には、これを切り捨てるものとする。

## 1 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社支配に関する基本方針）

当社は、「お客様に信頼され、選ばれる企業であり続ける」ことを経営理念としており、「今までの日本にない証券会社を作ろう」を合い言葉に「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」となることを目指しています。当社の経営基盤は、お客様との“Long Term Good Relation”に基づくサービスの提供にあり、これを強化することによって中長期的に当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることができるものと考えております。

そのため、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

また、当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。従って、当社は、当社株式について大規模買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、昨今の我が国の資本市場における大規模買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案

を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、大規模買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付に対しては、必要かつ相当な対応措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## 2 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

### (1) 中期経営計画による企業価値向上への取組み

当社は、平成8年4月以降3回の中期経営計画の実施により構築した土台の上に「ブランド・ブティックハウス」構築の為の「棟上げ」をする位置づけで、平成20年4月から「中期経営計画」に取り組んで参りました。しかしながら、平成20年9月のリーマン破綻以降、未曾有のグローバル金融危機とそれに伴う世界経済危機により、当社を取り巻く経営環境は急激に悪化いたしました。

この経営環境の悪化により、当社が積み上げてきた「ブランド・ブティックハウス」の土台を再度より強固なものに築き直す必要があると判断し、平成21年4月より「新中期経営計画」を以下のとおり策定しております。

## ①経営方針

経営理念「お客様に信頼され、選ばれる企業であり続ける」

経営目標「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」

行動指針「感謝・誠実・勇気・迅速・継続」[Long Term Good Relation]

## ②新中期経営計画の数値目標

|            |          |
|------------|----------|
| 目標の時期      | 平成24年3月末 |
| 預り資産       | 2兆円      |
| 主幹事会社数（累計） | 35社      |
| ROE        | 10～15%程度 |

## ③8つの基本戦略

I. クレド（企業理念）の徹底 — 永続的な成長のベースになる経営理念

II. 営業基盤の拡大 — 預り資産の増大

III. 収支構造の改善の継続 — 株式市場の変動に影響されない収支構造の促進

IV. 既存ビジネスの収益力の厚み増加 — 中小型株特化の収益力アップ

V. いちよしグループの総合力 — 『トライアングル・ピラミッド経営』の強化

VI. コンプライアンスの実践 — コンプライアンスは競争力の源泉

VII. チャネルの多様化 — 成長戦略の一環

VIII. 人材の育成 — 人材こそが成長の源泉

## (2)コーポレート・ガバナンス、株主還元等に関する 取組み

当社は、上述の経営理念を実現させるべく、従来より一貫して経営の意思決定の機動性、透明性、業務執行の迅速性、及び業務執行に対する監督強化を図っており、コーポレート・ガバナンスを経営における最優先課題の一つとしております。

当社は、平成15年6月より委員会設置会社の制度を採用しております。当社取締役会においては、独立性を有する社外取締役3名による執行役の業務執行の監督が行われており、監査委員会においては、独立性を有する監査委員2名を含む監査委員会による取締役及び執行役の業務執行の監査が行われております。また、当社は、内部監査部門として内部監査部を、平成

18年5月より内部統制委員会を設置し、内部統制の整備・充実に努めております。

これらに加え、平成21年2月より、業務執行力のより一層の強化と少人数の執行役による機動的な意思決定を図るため、執行役員制度を導入しております。

また、当社は、株主還元につきましても積極的に取り組んでおり、経営上の重要課題として捉えております。

業績連動型の配当方針を基本とし、配当性向をベースとした配当を行っておりますが、利益還元を継続して充実させていくことを目的として、平成20年3月期より新たに純資産配当率（DOE）も勘案した配当金額を決定しております。

具体的には、配当性向（40％程度）と純資産配当率（4％程度）を配当基準とし、それぞれ算出された金額のうち、いずれか高いものを採用して配当金額を決定する方針であります。

なお、平成23年3月期の中間配当より、配当性向（40％程度）は継続し、純資産配当率（D〇E）については半期毎に見直すこととしております。

さらに、当社は、従来より地域社会における文化活動、ボランティア活動への参加やイベントへの協賛等に積極的に取り組んでおります。

当社は、以上のような諸施策を実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。

### 3 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### (1)目的

当社は、大規模買付行為が行われる際には、大規模買付者から大規模買付行為の目的、内容、将来にわたる経営戦略等について十分な情報が提供され、また、対象会社の経営陣が当該大規模買付行為を検討・評価した上、対象会社としての意見表明や情報提供等を行い、これらの情報を前提に十分な検討の時間を取った上で株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かの判断をなすことができるようにするべきものと考えております。このような必要十分な情報提供と熟慮期間の確保は、自由・公正な証券市場を形成する上で不可欠なものであると考えております。

そこで、当社は、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針について（買収防衛策）」を更新し（以下、更新後の対応方針を「本対応方針」といいます。）、特

定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20％以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の取得行為、又は特定株主グループの議決権割合が結果として20％以上となる当社株券等の取得行為を併せて大規模買付行為と定義し、以下のとおり、当社株券等の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）といたしました。

なお、現時点において、当社が特定の第三者から大規模買付の提案を受けている事実はありません。

#### (2)大規模買付ルールの概要

当社の定める大規模買付ルールは、Ⅰ．大規模買付行為を行う者（以下、「大規模買付者」といいます。）から当社取締役会に対して事前に必要かつ十分な情報が提供され、Ⅱ．当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為の開始を認める、というものです。

- ①大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただきます。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要等を明示していただきます。
- ②大規模買付者には、当社取締役会に対して、株主の皆様への判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要であるとして当社取締役会が定める情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。当社は、上記意向表明書の受領後5営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として十分でないと考えら



れる場合、必要かつ十分な情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。大規模買付情報の主な項目は、以下のとおりです。

- I. 大規模買付者及びその特定株主グループの概要
  - II. 大規模買付行為の目的及び内容
  - III. 買付対価の算定根拠及び買付資金の裏づけ
  - IV. 大規模買付行為完了後に意図する当社グループの経営方針及び事業計画
  - V. 大規模買付行為完了後に意図する当社グループのお客様、取引先、地域社会、従業員その他の当社グループに係る利害関係者に関する方針
  - VI. 大規模買付者が当社グループの事業と同種の事業を営んでいる場合、独占禁止法や海外競争法に照らして大規模買付行為の適法性についての考え方
- なお、当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役に提供された大規模買付情報について、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。また、当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が必要かつ十分になされたと判断した場合には、速やかにその旨及び評価期間が満了する日を開示します。

- ③当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度等に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、原則として、I. 対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社全株式を対象とする買付の場合には60日間、II. その他の大規模買付行為の場合には90日間、が当社取締役会及び独立委員会による評価、検討、意見形成、交渉、代替案立案等のための期間（以下、「評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、評価期間の経過後においてのみ開始すること

ができるものとします。

評価期間中、当社取締役会は、提供された大規模買付情報や、これについての当社取締役会としての意見を、当社取締役会から独立した独立委員会（その詳細については、下記(3)③「独立委員会の設置」をご参照下さい。）に対して伝え、また、当社取締役会としての代替案を提示することもあります。これを受けて、独立委員会は、評価期間中に、大規模買付情報や当社取締役会の意見を十分に評価・検討し、また、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について協議、交渉等をした上、下記(3)記載のとおり勧告を行うものとします。

### (3)大規模買付行為が開始された場合の対応方針

#### ①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者によって大規模買付ルールが遵守されない場合には、当社取締役会は、企業価値又は株主共同の利益の確保・向上を目的として、新株予約権の無償割当てなどの会社法その他の法律及び当社定款が当社取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。対抗措置の発動に際しては、必ず独立委員会の勧告を得るものとし、その勧告を最大限尊重し、当社取締役会が対抗措置の発動を決定します。具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。具体的な対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の新株予約権の概要は、別紙記載のとおりとします。なお、実際に新株予約権無償割当てを実施する場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、及び取得条項等を設けることがあります。

## ②大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

もっとも、例外的に、大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合には、当社取締役会は、必ず独立委員会の勧告を得た上、その勧告に従い適切と判断する時点において、株主の皆様の利益を守るために相当と認められる対抗措置を講じることがあります。

具体的には、以下のⅠ.ないしⅥ.の類型に該当すると認められる場合には、大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合に該当するものと考えます。

- Ⅰ. 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行っているとは判断される場合
- Ⅱ. 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的で大規模買付行為を行っているとは判断される場合
- Ⅲ. 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済資源として流用する予定で大規模買付行為を行っているとは判断される場合
- Ⅳ. 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をかけさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で大規模買付行為を行っているとは判断される場合

Ⅴ. 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいう。）など、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合（ただし、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではない。）

Ⅵ. その他、Ⅰ.ないしⅤ.に準じる場合で、当社の企業価値又は株主共同の利益を毀損し、当社に回復し難い損害をもたらすと合理的な根拠をもって判断される場合

## ③独立委員会の設置

当社は、大規模買付ルールを定めるに際し、大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、当社経営陣から独立した社外取締役等で構成される独立委員会を設置します。当社第69期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）において、本対応方針について株主の承認を得られた場合の独立委員会の委員は3名とし、その詳細は別紙のとおりとします。

独立委員会は、当社取締役会等から受領した大規模買付情報や当社取締役会の意見などの検討等を行い、また、当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上という観点から当該大規模買付行為の内容を改善するために必要と認めた場合、直接又は間接に、大規模買付者と協議、交渉等を行います。

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、及び対抗措置をとるか否かの判断を行い、当社取締役会に対して勧告を行います。独立委員会は、その判断をするにあたっては、当社の



費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得たり、当社の取締役、執行役、執行役員、従業員等に独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めることができるものとします。なお、独立委員会は、当該勧告の概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。当社取締役会は、独立委員会のかかる勧告を最大限尊重して、大規模買付者に対して対抗措置を講じるか否かの決定を行うものとします。当社取締役会は、対抗措置を講じることを選定した場合、対抗措置の具体的内容等について速やかに情報開示を行います。

#### **(4)株主・投資家に与える影響等**

##### **①大規模買付ルール更新時の影響等**

大規模買付ルールの更新は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

また、大規模買付ルールの更新時点では、新株予約権無償割当て等は行われませんので、株主の皆様あるいは投資家の皆様の権利・利益に具体的な影響が生じることはありません。

##### **②大規模買付ルールに定める対抗措置の発動時の影響等**

対抗措置の発動によって、株主の皆様（大規模買付者及びその特定株主グループ等を除きます。）が法的権利の毀損や経済的な損失を被るような事態は想定しておりません。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権

の無償割当てについての株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりとなります。

新株予約権の無償割当てを受けた株主の皆様には、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様当社株式を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てをすることになった際に、法令及び金融商品取引所規則に従ってお知らせいたします。

なお、具体的な対抗措置の発動を決議した後であっても、大規模買付者が事後的に大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど、当該対抗措置の発動が適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を十分尊重した上で当該対抗措置を中止する場合があります。この場合には、一株当たりの株式価値の希釈化が生じませんので、一株当たりの株式価値の希釈化を前提として売付等を行った株主又は投資家の皆様は株価の変動により、不測の損害を被る可能性があります。

#### **(5)本対応方針の有効期限**

本対応方針については、本株主総会において、株主の皆様のご承認を得られることを条件として更新し、新たな有効期限を、平成24年6月開催予定の定時株主総会終結時までといたします。ただし、本対応方針の有効期限満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会において、本対応方針を廃止する旨の決議がなされたときは、その時点で本対応方針は廃止されるものとします。

## 4 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

### (1)会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み（上記2の取組み）について

上記2に記載した企業価値向上への取組みやコーポレート・ガバナンス、株主還元等に関する取組みといった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的施策として策定されたものであり、まさに会社支配に関する基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、会社支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

### (2)会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記3の取組み）について

#### ①上記取組みが会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付行為が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大規模買付者と協議・交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、会社支配に関する基本方針に沿うものです。

#### ②上記取組みが株主の共同の利益を損なうものではなく、また、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、次の理由により、本対応方針は、株主の共

同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

#### I. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

#### II. 株主意思を重視するものであること

当社は、本対応方針について株主の皆様のご意思を確認するため、本株主総会において本対応方針について株主の皆様にお諮りさせていただきま

す。また、本対応方針は、有効期限を約1年間としており、毎年株主の皆様にお諮りさせていただきます。

III. 独立した社外者の判断の重視と情報開示  
当社は、本対応方針において大規模買付ルールを設定するにあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、大規模買付ルールの運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置しております。独立委員会によって、当社取締役の行動を厳しく監視すると共に、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で大規模買付ルールの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

#### Ⅳ．合理的な客観的要件の設定

本対応方針に基づく大規模買付ルールは、上記3(3)「大規模買付行為が開始された場合の対応方針」にて記載したとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

#### Ⅴ．第三者専門家の意見の取得

大規模買付者が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強

く担保される仕組みとなっています。

#### Ⅵ．デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

上記3(5)「本対応方針の有効期限」にて記載したとおり、本対応方針は、大規模買付者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本対応方針を廃止することが可能です。

従って、本対応方針は、デッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の解任要件を加重しておりません。

注1：特定株主グループとは、

(i)当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する「株券等」をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者も含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。）

又は、

(ii)当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する「株券等」をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する「買付け等」をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

(i)特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する「株券等保有割合」をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する「保有株券等の数」をいいます。以下、同じとします。）も加算して計算するものとします。）

又は、

(ii)特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する「株券等所有割合」をいいます。）の合計をいいます。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項、又は同法第27条の2第1項のいずれかに規定する「株券等」をいいます。

# 新株予約権の概要

## (1)新株予約権の数

新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

## (2)割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割り当てます。

## (3)新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

## (4)新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の1個の目的である株式の種類は、当社が現に発行している株式（普通株式）とし、新株予約権の1個の目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

## (5)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの価額は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める1円以上の価額とします。

## (6)新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とします。ただし、下記(9)項(イ)に基づき、当社が新株予約権を取得する場合、当該取得に係る新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。

## (7)新株予約権の行使条件

大規模買付者及びその特定株主グループ、ならびにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同して行動する者として当社取締役会が認めた者（以下、「非適格者」といいます。）は、原則として新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる非居住者も、原則として新株予約権を行使することができません（ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する新株予約権も、下記(9)項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。

## (8)新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

## (9)当社による新株予約権の取得

(ア)当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとします。

(イ)当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式等を交付することができます。

また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日において、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式等を交付することができるものとし、その後も同様とします。

# 独立委員会委員略歴

当社の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

安斎 隆（あんざい たかし）

【略歴】

昭和16年生

昭和38年 4 月 日本銀行 入行

昭和60年 3 月 同行新潟支店長

平成 6 年 5 月 同行考査局長

平成 6 年12月 同行理事

平成10年11月 日本長期信用銀行頭取

平成12年 8 月 (株)イトーヨーカ堂顧問

平成13年 4 月 (株)アイワイバンク銀行（現 (株)セブン銀行）代表取締役社長

平成22年 6 月 同社代表取締役会長（現任）

※ 安斎隆氏と当社との間には、特別の利害関係はなく、取引関係も一切ございません。

池田 典義（いけだ のりよし）

【略歴】

昭和15年生

昭和38年 4 月 モービル石油(株) 入社

昭和46年 4 月 (株)フジコンサルト（現 (株)アイネット）代表取締役社長

平成15年 6 月 (株)テレビ神奈川社外取締役（現任）

平成18年 6 月 (株)アイネット代表取締役会長（現任）

平成22年 3 月 (株)相模原ゴルフクラブ代表取締役社長（現任）

※ 池田典義氏と当社との間には、特別の利害関係はなく、取引関係も一切ございません。

五木田 彬（ごきた あきら）

【略歴】

昭和22年生

昭和53年 4 月 検事任官 東京地方検察庁（刑事部、公判部）

昭和54年 3 月 水戸地方検察庁

昭和57年 3 月 東京地方検察庁（刑事部、特別捜査部）

昭和60年 3 月 大阪地方検察庁（特別捜査部）

昭和62年 3 月 東京地方検察庁（特別捜査部）

昭和63年 3 月 検事退官

昭和63年 4 月 弁護士登録

平成 6 年 5 月 五木田・三浦法律事務所（現任）

平成22年 6 月 当社取締役（現任）

※ 五木田彬氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。同氏と当社との間には、特別の利害関係はなく、取引関係も一切ございません。

以 上



This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

# 株主総会会場 ご案内図



東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号  
ロイヤルパークホテル 3階 ロイヤルホール  
電話：03-3667-1111(代表)

## 交通機関

- 東京メトロ半蔵門線「水天宮前駅」に直結(A4出口)
- 東京メトロ日比谷線「人形町駅」A1出口より徒歩7分
- 都営浅草線「人形町駅」A3出口より徒歩9分



※会場には本総会専用の駐車場の用意はございませんのでご了承ください。



見やすく読みまちがえ  
にくいユニバーサル  
デザインフォントを  
採用しています。

